

# 所 管 事 項 調 査

## 目 次

	ページ
1 (仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業について	
(1) 概要	2
(2) 配送校の追加	3 ~ 6
(3) 建設工事費用(杭工事)の増額	7 ~ 12
(4) スケジュール	13
参考資料	14 ~ 16
2 北部学校給食センターにおける積雪による配送中止について	17
3 訴訟の現況について	18

教 育 委 員 会  
令 和 7 年 2 月

# 1 (仮称) 長崎市南部学校給食センター整備運営事業について

## (1) 概要

本市では、今後の学校給食の方向性として、献立内容の充実、食物アレルギーへの対応及び給食施設・設備の老朽化などの課題に対応するため、既存の学校給食施設の集約化を図り、市内3か所に学校給食センターを建設することとしている。

1か所目となる長崎市北部学校給食センターについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づき整備し、令和4年1月から供用開始している。

残り2か所のうち(仮称)長崎市南部学校給食センター(以下「南部学校給食センター」という。)については、令和6年3月15日に事業者と事業契約を締結し、令和8年9月の供用開始に向け、事業を進めている。

件名	(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業
契約金額	6,568,197,099円(税込)
相手方	PFI長崎市スクールランチ株式会社 代表取締役 脇本 実 所在地 長崎市興善町2番8号
調理能力・献立数	4,000食/日・1献立(うちアレルギー対応食80食)
配送対象校	小学校8校、中学校10校※
契約期間	令和6年3月15日(議会の議決を得た日)から令和23年7月31日まで
契約の方法	随意契約
事業概要	設計業務、建設・工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務

※ 契約締結時点の配送対象校数。

## (2) 配送校の追加

### ア 三和学校給食共同調理場(三和地区の5校)の取込み

南部学校給食センターについては、事業者募集時点で令和8年度の食数を推計し、南部学校給食センターの調理能力4,000食/日の範囲内となる18校(小学校8校、中学校10校)を配送対象校としており、三和地区の5校(蚊焼小学校、為石小学校、晴海台小学校、川原小学校及び三和中学校)は三和学校給食共同調理場から配送する計画としていた。

しかしながら、令和6年度の児童・生徒数から令和8年度の食数を推計した結果、三和地区の5校を含めても南部学校給食センターの調理能力内に収まる推計となった。

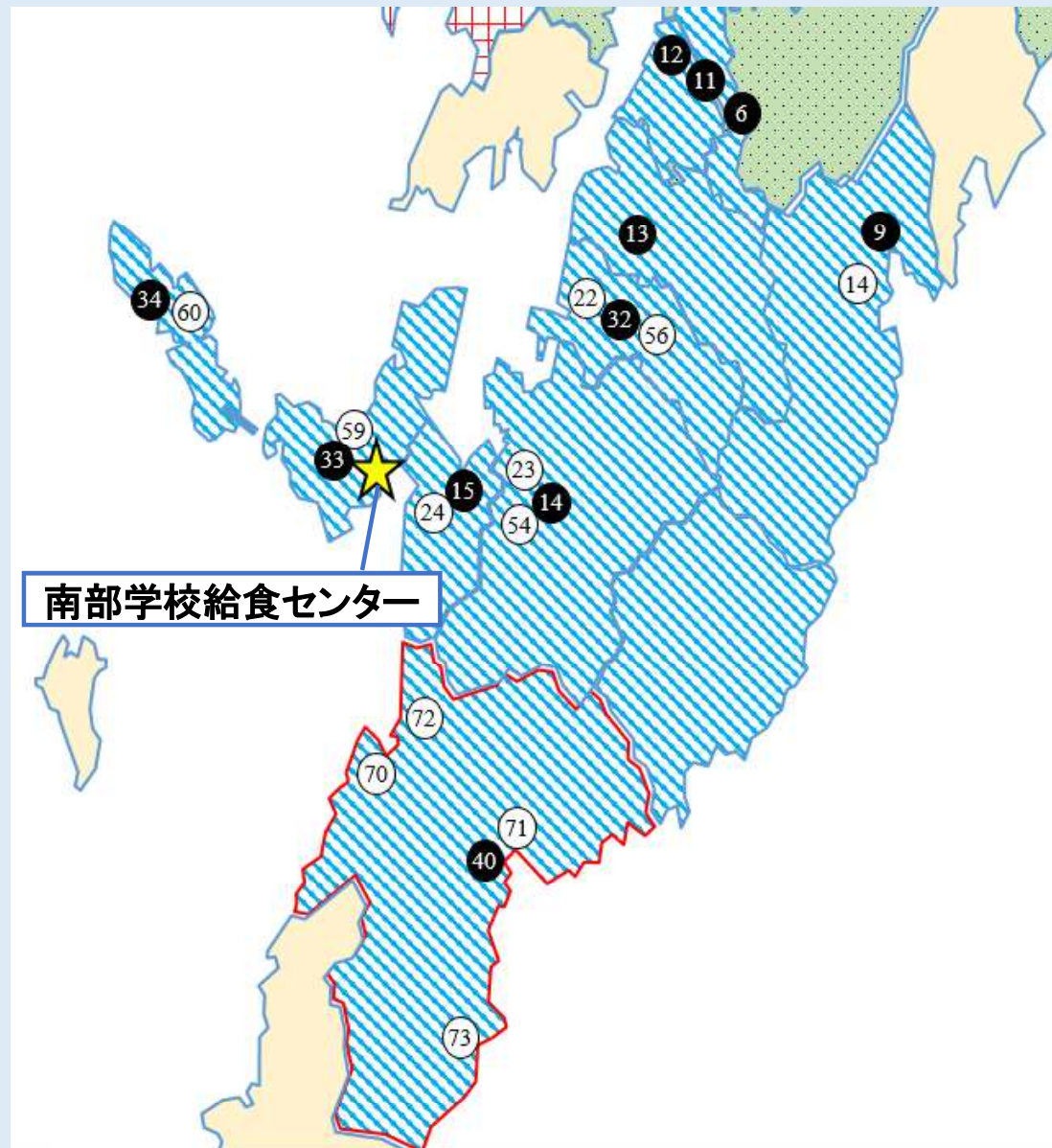
また、三和学校給食共同調理場においては、近年ボイラーの故障等が多く発生しており、今後、設備の修繕、更新費用が増大することも懸念されることから、令和8年9月の南部学校給食センターの供用開始に合わせて、三和地区の5校を南部学校給食センターからの配送校とする。

#### 南部学校給食センター食数

	配送対象校	R6年度食数 (R6.5月時点)	R8年度推計食数 (R6.5月時点)	供用開始時期	
当初の 配送対象校	18校 (小学校8校、中学校10校)	3,458食	3,213食	令和8年9月1日	
今回の 追加校	5校 (小学校4校、中学校1校)	654食	614食	令和8年9月1日	
	学校番号	学校名			
	小70	蚊焼小学校	96食		99食
	小71	為石小学校	119食		119食
	小72	晴海台小学校	158食		128食
	小73	川原小学校	70食		49食
	中40	三和中学校	211食	219食	
合計	23校 (小学校12校、中学校11校)	4,112食	3,827食	-	

## (2) 配送校の追加

### イ 取込み後の配送対象校



小学校 学校名		中学校 学校名	
⑭	茂木小	⑥	小島中
②②	小ヶ倉小	⑨	茂木中
②③	土井首小	⑪	大浦中
②④	深堀小	⑫	梅香崎中
⑤④	南陽小	⑬	戸町中
⑤⑥	南長崎小	⑭	土井首中
⑤⑨	香焼小	⑮	深堀中
⑥①	伊王島小	⑳	小ヶ倉中
⑦①	蚊焼小	㉓	香焼中
⑦①	為石小	㉔	伊王島中
⑦②	晴海台小	④①	三和中
⑦③	川原小		

小学校 12校 (+4校)

中学校 11校 (+1校)

合計 23校 (+5校)

## (2) 配送校の追加

### ウ 経費

#### (ア) 三和学校給食共同調理場所要額(概算)

項目		金額	
経常経費 (1年間)	維持管理費	20,400千円	62,300千円
	給食運搬業務委託	17,800千円	
	配膳員報酬等	4,300千円	
	調理員報酬等	19,800千円	

#### (イ) 配送校追加に伴う所要額(概算)

項目		金額	
初期経費	為石小学校の配送経路等改修	1,000千円	139,700千円
	建築主体工事費	16,500千円	
	電気設備工事費等	88,000千円	
	コンテナ・食缶・食具等調達費	34,200千円	
経常経費 (1年間)	コンテナ・食缶・食具等更新費	1,900千円	20,600千円
	人件費(配送員・配膳員)	14,300千円	
	保健衛生費(検診・被服費)	500千円	
	配送車両費(リース、保険、燃料)	2,900千円	
	諸経費	1,000千円	

## (2) 配送校の追加

### (ウ) 事業期間全体の費用比較

#### ・三和学校給食共同調理場所要額(概算)

項目	金額(年間)	金額(事業期間計)
初期経費	—	—
経常経費	62,300千円	929,300千円
合計	62,300千円	(A) 929,300千円

#### ・南部学校給食センターにおける配送校追加に伴う所要額(概算)

項目	金額(年間)	金額(事業期間計)
初期経費	—	139,700千円
経常経費	20,600千円	307,300千円
合計	20,600千円	(B) 447,000千円

$$(A) - (B) = 482,300 \text{千円}$$

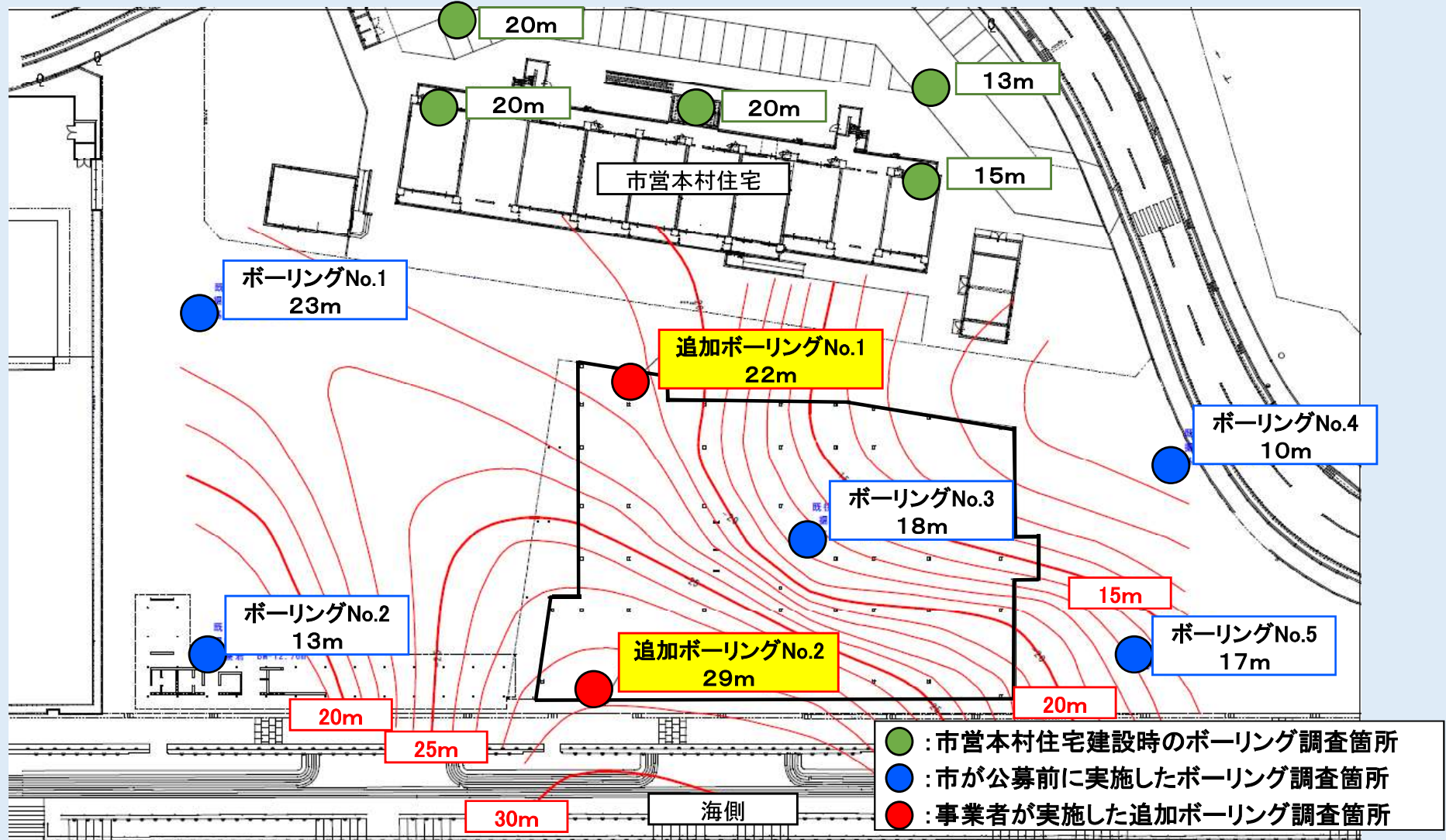


### (3) 建設工事費用(杭工事)の増額

#### ア ボーリング調査結果

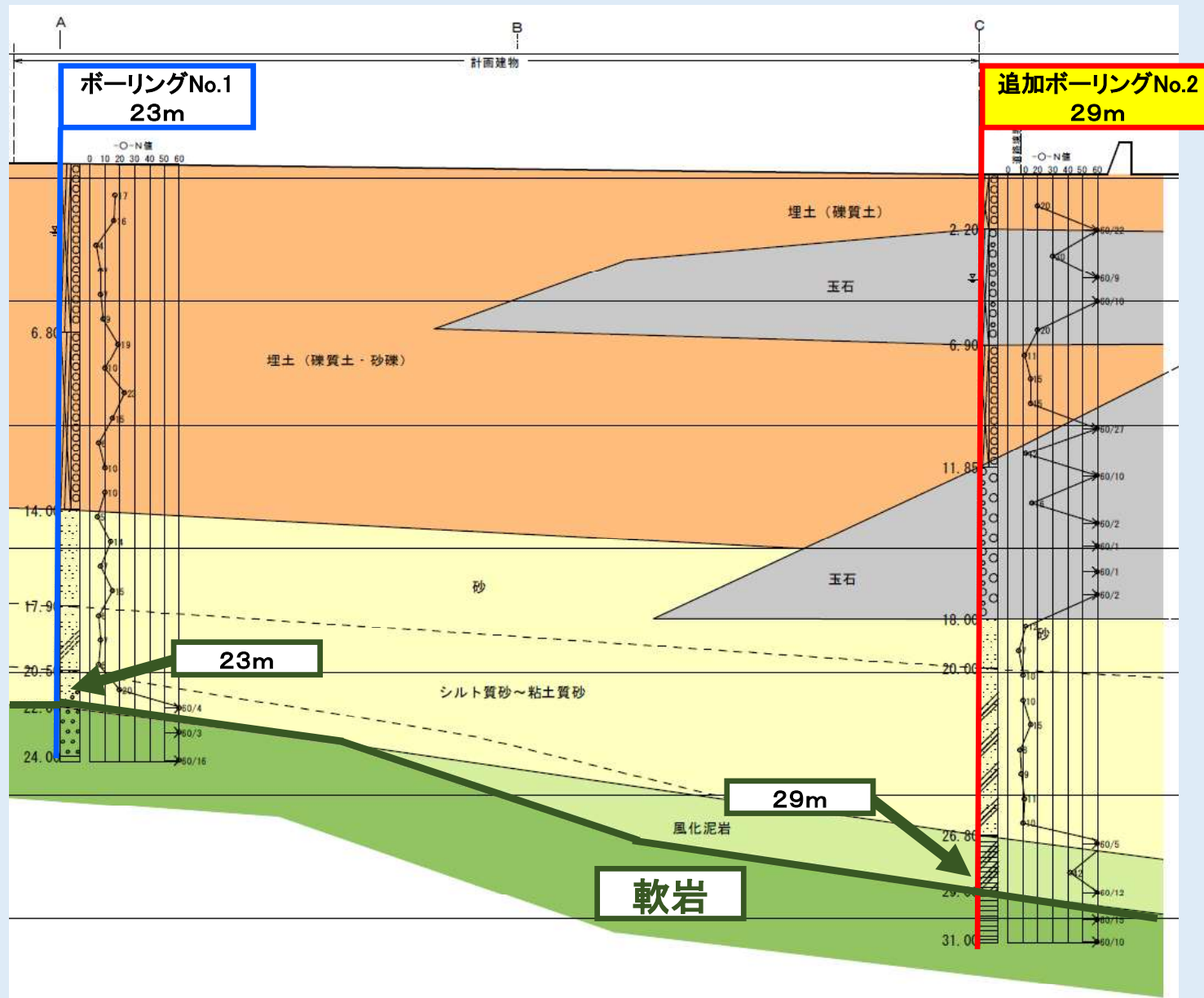
市が公募前(令和3年9月)に実施したボーリング調査結果で、杭の支持地盤の深さは変則的ではあるものの、最大でも23m程度と見込んでいたが、令和6年6月に事業者が実施したボーリング調査の結果、深さが29mの箇所が確認され、支持地盤の深さが当初想定より深い場所にあることが判明した。

ボーリング調査箇所及び支持地盤の深さ ※赤線は想定される支持地盤の深さを表したものの



### (3) 建設工事費用(杭工事)の増額

#### イ 横断図



(事業者が実施した追加ボーリング調査結果より)



### (3) 建設工事費用(杭工事)の増額

#### ウ 杭工事工法の変更

支持地盤が深くなる場合、工期延長の可能性も生じることから、当初想定していた工法(オールケーシング工法)を見直し、工期の延長がなく、費用的にも安価である「Smart-MAGNUM工法」に変更する。

比較表

	変更前工法 (オールケーシング工法)	変更後工法 (Smart-MAGNUM工法)
概要図	<p>(出典 東洋テクノ(株) ホームページ掲載資料を一部加工)</p>	<p>(出典 ジャパンパイル(株) ホームページ「施工・製品情報」)</p>
工法分類	場所打ち杭※1	既製杭※2
工法種類	一般工法	認定工法※3
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1本あたりの施工時間が長い</li> <li>・騒音、振動が比較的多い</li> <li>・施工箇所を排土するため、障害物を撤去しながらの杭施工が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬い岩盤の掘削は困難</li> <li>・騒音、振動ともに比較的小さい</li> <li>・掘削残土を根固め部等に攪拌利用するため残土処分が少ない</li> </ul>
施工日数	約100日	約50日

※1 杭の施工箇所にコンクリートを流し固める手法

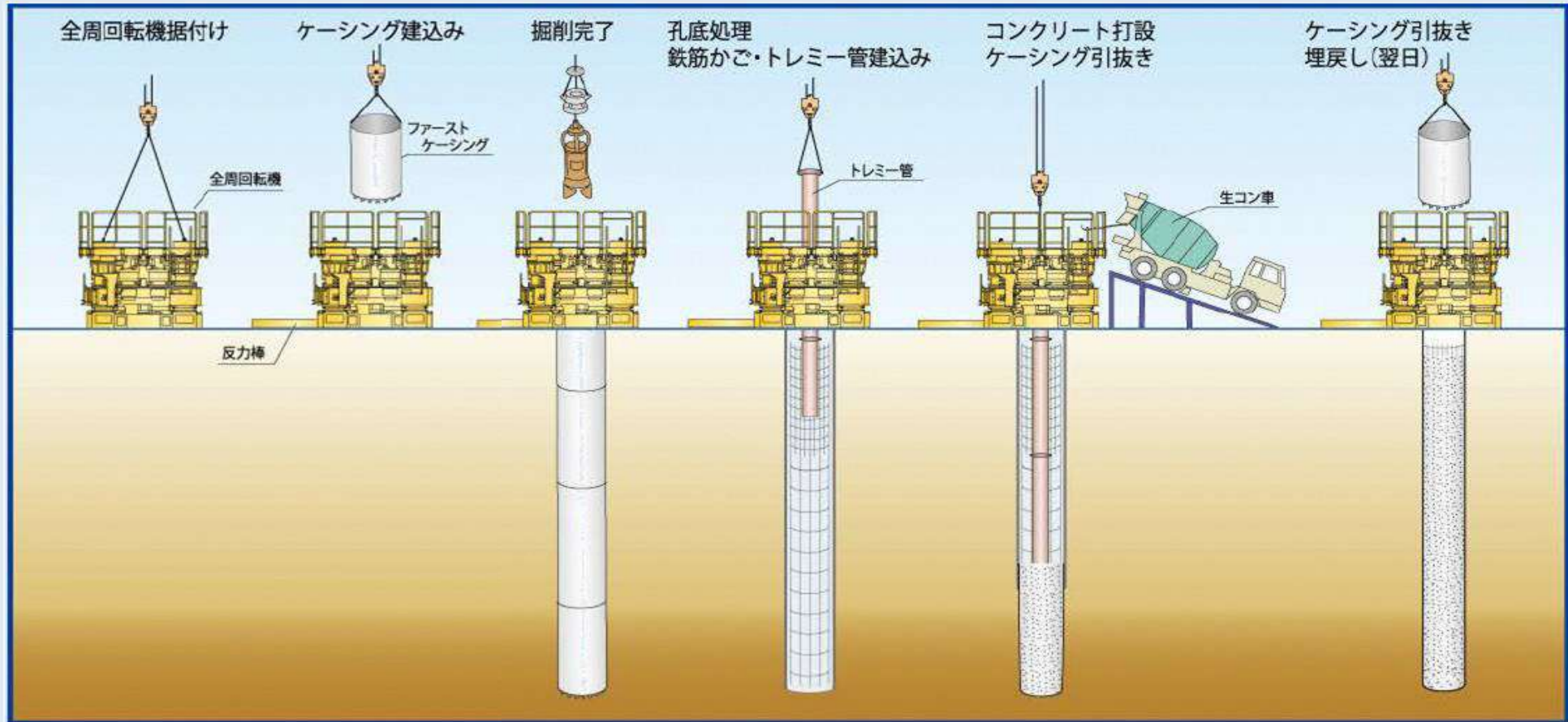
※2 杭の施工箇所に既製の杭を打設する手法

※3 国土交通大臣が認定した工法であり、開発会社が指定する事業者の管理のもとで施工が必要な工法

### (3) 建設工事費用(杭工事)の増額

#### エ 杭工事工法の比較

##### (ア) 変更前工法(オールケーシング工法)のイメージ図及び概要



(出典 東洋テクノ(株) ホームページ掲載資料を一部加工)

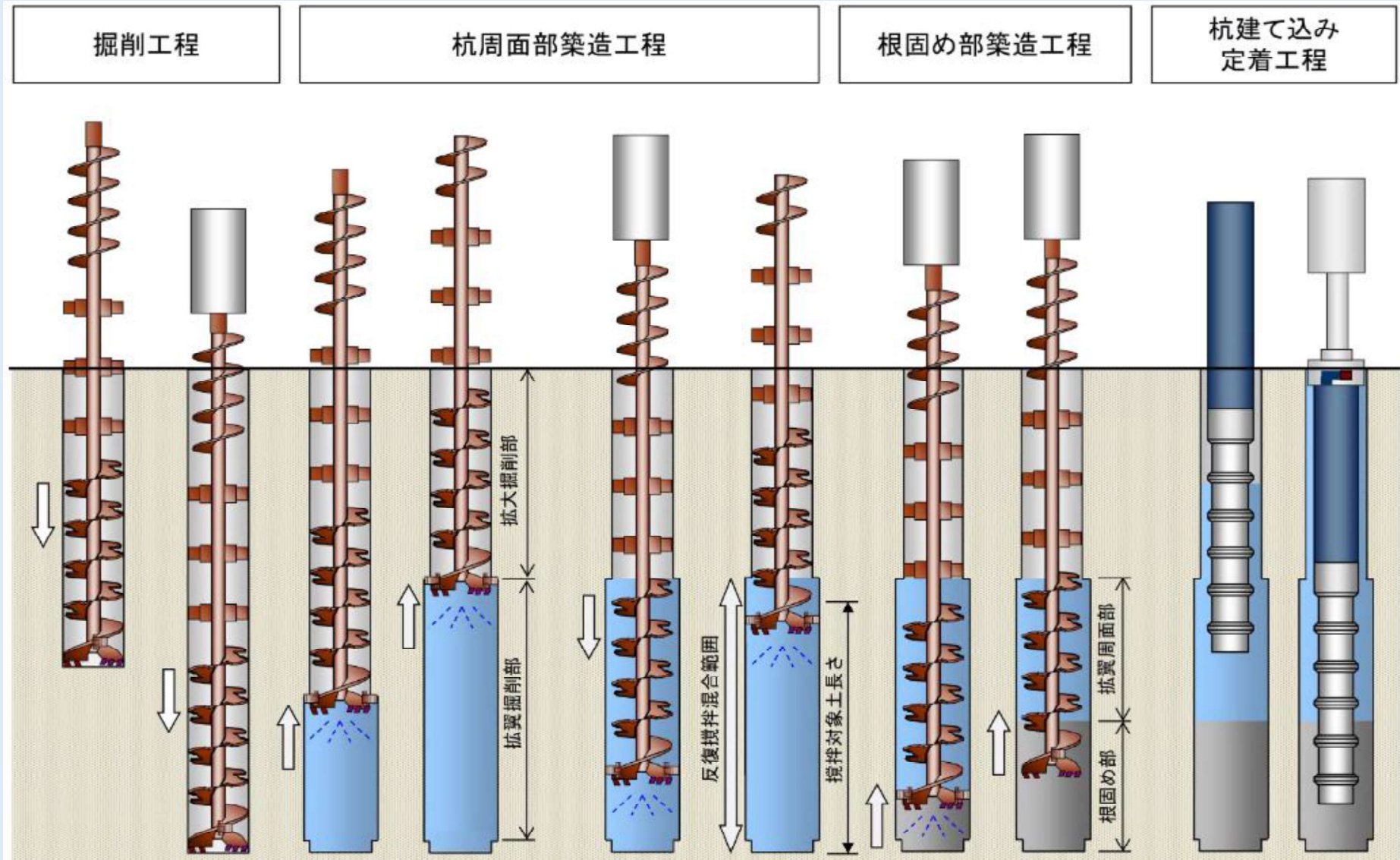
①施工箇所にケーシングを建込み、掘削装置(ハンマーグラブ)で所定の深度まで掘削し、掘削した土を排土する

②掘削後に出来た空間に鉄筋かご・トレミー管を建込み、コンクリートを流し込み、打設する

③ケーシングを引抜き、埋め戻す

### (3) 建設工事費用(杭工事)の増額

#### (イ) 変更後工法 (Smart-MAGNUM工法) のイメージ図及び概要



(出典 ジャパンパイル(株) ホームページ「施工・製品情報」)

①掘削装置(ロックオーガー)で所定の深度まで掘削する

②拡翼掘削しながら杭周充填液(杭の摩擦力や抵抗力を確保するための液)を注入し、杭周充填液と掘削土砂を攪拌混合する

③根固め部に根固め液を注入し、掘削装置を引き上げる

④杭(既製杭)を所定の位置に定着させる



### (3) 建設工事費用(杭工事)の増額

#### オ 費用比較(概算)

杭工事内訳	変更前杭工事 (オールケーシング工法)	変更後杭工事 (オールケーシング工法)	変更後杭工事 (Smart-MAGNUM工法)
材料費	25,000千円	31,000千円 (+6,000千円)	24,000千円 (▲1,000千円)
施工費	70,000千円	90,000千円 (+20,000千円)	95,000千円 (+25,000千円)
管理費等	10,000千円	14,000千円 (+4,000千円)	14,000千円 (+4,000千円)
合計	105,000千円	135,000千円 (+30,000千円)	133,000千円 (+28,000千円)

※上記費用については、現時点で想定される支持地盤の深さで算出した概算費用  
支持地盤が変則的であることから、杭工事の施工後(令和7年6月頃)に費用が確定する予定

#### (4) スケジュール

配送校の追加及び杭工事工法の変更に伴う金額については令和7年6月頃確定する見込みのため、以下のスケジュールで契約の変更に係る手続きを進めていく。

	令和7年									
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
配送校の追加										
議会	● 所管事項報告						● 債務負担行為設定			● 契約変更
変更額の精査	→ 金額調整			● 金額確定						
保護者等への連絡		→								
杭工事工法の変更										
議会	● 所管事項報告						● 債務負担行為設定			● 契約変更
杭工事		← 施工期間		● 金額確定						
サービス対価の改定										
設計・建設工事等業務				● 指数の確定						
維持管理・運營業務							● 指数の確定			



## 【参考】サービスの対価の改定

### ◆サービスの対価

事業期間中、市が事業者に支払うサービスの対価で、「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」と「維持管理及び運営業務のサービスの対価」から構成され、事業契約書に基づき、一定の物価変動等が生じた場合、対価の改定を行う。

#### 1 「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」の改定

##### ア 概要

事業契約書に基づき、提案書提出時点(令和5年10月)と建設工事着工時点(令和7年3月予定)の建築費指数を比較して生じた1.5ポイントを超える差分に応じてサービスの対価の改定を行うもの。

また、割賦で支払うために必要な割賦手数料は、施設引渡し前に確定する基準金利に基づき算出する。

##### イ 算出根拠

※建設工事着工時点の建築費指数が確定していないことから、公表されている最新の令和6年10月の建築費指数(令和7年1月公表確定値(指数種類:工事原価))を参考として用い算出した結果は以下のとおり。

- ①物価変動率  $=$  【工事着工時の建築費指数 $\div$ 提案書提出時の建築費指数】 $-1$   
 $=$  【134.9(令和6年10月を代用) $\div$ 129.1(令和5年10月)】 $-1$   
 $\doteq$  0.044(小数点以下第3位未満端数切捨て)
- ②契約時の建設工事費  $=$  2,249,991,760円
- ③改定後の建設工事費  $=$  契約時の建設工事費 $\times$ ((1+①物価変動率) $-0.015$ )  
 $=$  2,315,241,521円

$$\begin{aligned} \text{増額分} &= \text{③改定後の建設工事費} - \text{②契約時の建設工事費} \\ &= 2,315,241,521\text{円} - 2,249,991,760\text{円} \\ &= 65,249,761\text{円} \quad (\text{税込:71,774,737円}) \end{aligned}$$

算定に用いる指数

「建設物価 建築費指数(工場)」(一般財団法人 建設物価調査会)

## 【参考】サービスの対価の改定

### 2 「維持管理及び運營業務のサービスの対価」の改定

#### ア 概要

事業契約書に基づき、直近の指数の平均値と前回改定年（初回の改定時に対しては令和4年1月から令和4年12月まで）の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合は次年度分以降のサービスの対価の改定を行うもの。

また、事業年度を通して1日あたりの食数が3,000食未満、4,000食以上となる場合はサービスの対価の見直しについて事業者と協議を行う。

#### イ 算出根拠(事業契約書より抜粋)

＜初回の改定の算定式＞

$$P_n = P_5 \times (CSPI_{(n-1)} / CSPI_4)$$

＜2回目以降の改定の算定式＞

$$P_n = P_r \times (CSPI_{(n-1)} / CSPI_r)$$

凡 例	説 明
$P_5$	事業契約締結時の各年度分の各サービスの対価の支払額
$P_n$	令和n年度分以降の各サービスの対価の支払額
$P_r$	前回改定時(直近)のr年度分以降の各サービスの対価の支払額
$CSPI_4$	令和4年1月から令和4年12月までの指数の年間平均値(確定値)
$CSPI_{(n-1)}$	令和(n-2)年9月から令和(n-1)年8月までの指数の年間平均値(確定値)
$CSPI_r$	前回改定時(直近)の令和(r-2)年9月から令和(r-1)年8月までの指数の年間平均値(確定値)

項目	算定に用いる指数
維持管理費	消費税を除く企業向けサービス価格指数「その他諸サービス(建物サービス)」(日本銀行調査統計局)
運営費	消費税を除く企業向けサービス価格指数「その他諸サービス(給食サービス)」(日本銀行調査統計局)
光熱水費	消費者物価指数(長崎市)「光熱・水道」(総務省統計局)

## 【参考】サービスの対価の改定

### ウ サービスの対価の改定時期について

維持管理費、運営費及び光熱水費に係るサービスの対価の支払いは、南部学校給食センターが供用を開始する令和8年度からであるため、前年度である令和7年度に初回の改定を予定している。

なお、参考として令和6年度の直近の指数を用いて試算した結果は以下のとおり。

<初回の改定の算定式>

$$\cdot P_n = P_5 \times (\text{CSPI}_{(n-1)} / \text{CSPI}_4)$$

$$\cdot P_7 = \text{契約時の各サービスの対価の支払額} \times (\text{令和5年9月から令和6年8月までの指数の年間平均値(確定値)} / \text{令和4年1月から令和4年12月までの指数の年間平均値(確定値)})$$

$$\text{【①維持管理費】} \quad \text{CSPI}_{(n-1)}: 105.016 - \text{CSPI}_4: 102.900 = +2.116 < +3.0 (\text{改定なし})$$

$$\text{【②運営費】} \quad \text{CSPI}_{(n-1)}: 108.991 - \text{CSPI}_4: 102.516 = +6.475 > +3.0 (\text{改定あり})$$

$$\cdot P_7 = 2,255,450,000 \text{円} (\text{運営費総額}) \times (108.991 (\text{R5.9} \sim \text{R6.8の指数平均値}) / 102.516 (\text{R4.1} \sim \text{R4.12の指数平均値})) \\ = 2,397,543,356 \text{円} (+142,093,356 \text{円})$$

$$\text{【③光熱水費】} \quad \text{CSPI}_{(n-1)}: 103.791 - \text{CSPI}_4: 110.300 = \blacktriangle 6.509 > \blacktriangle 3.0 (\text{改定あり})$$

$$\cdot P_7 = 745,844,978 \text{円} (\text{光熱水費総額}) \times (103.791 (\text{R5.9} \sim \text{R6.8の指数平均値}) / 110.300 (\text{R4.1} \sim \text{R4.12の指数平均値})) \\ = 701,094,277 \text{円} (\blacktriangle 44,750,701 \text{円})$$

【増減合計】

$$\text{①} 0 \text{円} + \text{②} 142,093,356 \text{円} + \text{③} \blacktriangle 44,750,701 \text{円} = +97,342,655 \text{円} (\text{税込: } 108,669,970 \text{円})$$

## 2 北部学校給食センターにおける積雪による配送中止について

### (1) 経緯

2月5日(水)9:00頃～ 予定どおり各学校に食器の配送に向かう(14台)

2月5日(水)11:00頃

その後、急激に天候が悪化し、食器配送後に給食の配送のためにセンターに戻ろうとする車両や給食を積み込んだ車両がスリップや立ち往生している旨の連絡が健康教育課に入る。

⇒ 現地の写真を確認し、当日の配送ができないと判断し中止を決定 ⇒各学校へ連絡

※融雪剤を使用し、チェーンを装着するも走行不能

※小学校16校、中学校4校に配送できず。(合計約4,300食)

5校のみ配送

※牛乳とパンは別業者から予定どおり配送

米飯給食を予定していた学校:11校(牛乳のみの提供)

パン給食を予定していた学校:9校(パンと牛乳を提供)



2月5日(水)午後

雪が小康状態となった時点で、食器類の回収に向かうも、高台にある学校のうち3校については、学校前の坂を登ることができず回収を断念

2月5日(水)16:00頃

積雪が解ける見込みが立たないことと、積雪の予報を考慮し、翌日の給食中止を決定 ⇒各学校へ連絡

2月6日(木)

今後の天気の予報を考慮し、翌日の給食提供を決定

万が一給食を配送できなくなった場合に備え、高台の学校9校にレトルトの非常食(ご飯入りカレー約2,000食)を配送

### (2) 今後の対応

- ・前日までに配送中止も含めた判断を行う。
- ・給食を予定していたにもかかわらず配送できなかった場合に備え、非常食を学校へ備蓄することを検討する。

## 訴訟の現況調査表

〔教育委員会総務課〕

事 件 名		事 件 の 種 類		相 手 方	本 市 の 担 当 弁 護 士
長崎地裁令和3年(行ウ)第4号健康保険・厚生年金保険資格喪失処分等取消請求事件		行政訴訟		日本年金機構 代表者理事長 水島 藤一郎	福岡 博孝弁護士 川島 陽介弁護士 増崎 勇太弁護士
一 審	提 訴 年 月 日	令 和 3 年 9 月 9 日	係 属 裁 判 所	長崎地方裁判所	
	進 行 状 況	令和3年11月1日 第1回口頭弁論			
	判 決 年 月 日	令 和 年 月 日	判 決 結 果		
控 訴 審	提 訴 年 月 日	令 和 年 月 日	係 属 裁 判 所		
	進 行 状 況				
	判 決 年 月 日	令 和 年 月 日	判 決 結 果		
上 告 審	提 訴 年 月 日	令 和 年 月 日	係 属 裁 判 所		
	進 行 状 況				
	判 決 年 月 日	令 和 年 月 日	判 決 結 果		
請 求 の 趣 旨					
<p>1 被告が、該当の各日付において、対象職員らを被保険者として、原告長崎市に対して行った各処分をいずれも取り消す。</p> <p>2 被告が、該当の各日付において、対象職員らを被保険者として、原告長崎市教育委員会に対して行った各処分いずれもを取り消す。</p> <p>3 訴訟費用は被告の負担とする。</p>					
事 件 の 概 要					
<p>令和元年度に実施された長崎南年金事務所による社会保険総合調査において、学期毎に任用している旧嘱託員については、休業期間中も任用の継続性が認められることから、健康保険及び厚生年金について夏季休業期間を除き加入させる必要があること及び当該加入については2年間遡及して適用するよう指導があった。</p> <p>当該指導については、過去の経緯や他都市の事例等に照らすと適切な指導ではないと判断し、九州厚生局に対し審査請求を行っていたところであるが、令和3年3月11日付で請求が棄却された。</p> <p>しかしながら、長崎市に対して行われた「社会保険への加入を2年間遡及して適用する」という指導は極めて過重なものであり、加えて旧嘱託員の負担等を鑑みると、改めて実態や影響に即した判断を仰ぐべきであると考えことから、平成30年1月に遡及して社会保険に加入させる措置について処分の取消しを求める訴訟を提起したものの。</p>					

〔注〕判決がでた場合は、最後に「判決内容」欄を設け、判決結果等を記載するものとする。